

1 禁止地域等

(1) 条例第3条第10号の規定によるもの

種別	道路番号又は名称	指定する区間		指定する区域
一般国道	497号 (西九州自動車道)	市界(下本山町)から市界(木原町)及び市界(江迎町)から平戸インターチェンジ(江迎町)までの区間	市街的区間を除く。	道路の中心線から両側500メートル以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道	35号	別紙図面1に表示する区間		別紙図面1に表示する区域
一般国道	202号	早岐観潮橋から市界(西海橋)までの区間	市街的区間を除く。	道路の中心線から両側500メートル以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道	202号 (指方バイパス)	指方交差点(指方町)から江上インターチェンジ(江上町)までの区間	市街的区間を除く。	道路の中心線から両側500メートル以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道	202号 (西海パールライン有料道路)	江上インターチェンジ(江上町)から市界(新西海橋)までの区間	市街的区間を除く。	道路の中心線から両側500メートル以内の地域で、これから展望できる区域
県道	佐世保日野松浦線、佐世保港線	別紙図面2に表示する区間		別紙図面2に表示する区域
佐世保市道	名切俵町線	一般国道35号との交点から松浦鉄道ガードまでの区間		
佐世保市道	佐世保川岸線他	高砂橋から平瀬橋までの区間		別紙図面3に表示する区間

(2) 条例第3条第13号の規定によるもの

都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により決定された都市公園の区域

2 禁止物件

(1) 条例第4条第1項第9号の規定によるもの

次の各号に掲げる道路の両側にある石垣、擁壁及び土羽

ア 条例第5条第2号に規定する区域内の国道及び主要県道(条例第3条第10号の規定により指定された区間を除く。)

イ 佐世保市道東山手線の全区間